

## 民間事業者もマイナンバーを取り扱うこととなります

平成28年1月から、健康保険、厚生年金、雇用保険、源泉徴収などの書類に、従業員のマイナンバーを記載することになるため、事業者も従業員のマイナンバーを取り扱う必要があります。

また、証券会社や保険会社などにおいても、配当金や保険金等の支払調書の作成などで、顧客のマイナンバーを取り扱うようになります。

●民間事業者においては、マイナンバーを含む個人情報を取り扱う担当者を明確にし、適切に管理する体制を整えるなど、マイナンバーの安全管理を徹底する必要があります

**行政手続きなどでマイナンバーを利用します**

平成28年1月以降、年金・医療保険等の社会保障の手続きや、確定申告等の税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。また、事業者や保険会社などが個人に代わって税や社会保障の手続きを行う場合がありますので、勤務先や保険会社にもマイナンバーの提出が求められることがあります。

**マイナンバー制度の安心・安全確保のため、個人情報保護対策を講じています**

◎制度面の対策  
法律や条例に定められた手続き

## 希望により説明会を行います

町内会の集会所など、市民の皆さんが準備した会場で市職員が伺って、マイナンバー制度について分かりやすく説明します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページ[http://www.city.sendai.jp/shisei/1216239\\_1984.html](http://www.city.sendai.jp/shisei/1216239_1984.html)をご覧ください。



## マイナンバー Q&A

マイナンバーの「通知カード」がなかなか自宅に届かないときはどうしたらいいですか？

「通知カード」は、住民登録されている住所に10月から順次送付することとしており、11月や12月に届く場合もあります。平成28年1月になっても届かないときは、住民票のある区役所・総合支所にご連絡ください。なお、DV被害や被災等の理由により、お住まいが住民票の住所と異なる場合は、住民票のある市区町村にご相談ください。

「住民基本台帳カード」は、マイナンバー制度が開始されても使えますか？

現在お持ちの「住民基本台帳カード」は、有効期限内まで引き続き利用できます（平成28年1月以降、新規発行や更新は行いません）。詳しくは、お住まいの区の区役所戸籍住民課（☎は9ページ）へお問い合わせいただくか、市ホームページ[http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/koseki/jukinet/1189688\\_2490.html](http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/koseki/jukinet/1189688_2490.html)をご覧ください。

万が一、マイナンバーが漏えいしたら、成り済ましによって悪用されないか心配です

他人が本人に成り済まして手続きを行うことを防止するため、マイナンバーを使って各種手続きを行う場合は、顔写真付きの本人確認書類等により本人確認を行うことが義務付けられています。

## コールセンターでお問い合わせいただけます

マイナンバー制度のお問い合わせについては、国でコールセンターを設置しています（通話料が掛かりません）。

全国共通☎0570・20・0178  
(平日9:30~17:30)

- IP電話等で上記番号につながらない場合は、☎050-3816-9405におかけください
- 外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）対応は、☎0570・20・0291におかけください
- ★マイナンバーについての最新情報は、内閣官房の社会保障・税番号（マイナンバー）制度のホームページ<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>でもご覧いただけます

# マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります



平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。マイナンバーは、国民一人一人が持つ自分だけの12桁の番号です。利便性の高い公平・公正な社会を実現する社会的基盤として導入される、マイナンバー制度についてお知らせします。

表 マイナンバーの利用範囲

分野	例
社会保障 (年金・労働・医療・福祉)	・年金、雇用保険の資格取得や給付 ・医療保険の給付の請求 ・介護保険、児童手当、生活保護の給付
税務	・税務部署に提出する確定申告書、届出書、調書などへの記載
災害対策	・被災者台帳の作成 ・被災者生活再建支援金の支給

**マイナンバー制度で、行政手続きが便利に**

マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の各制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い、公平・公正な社会の実現を目的とするものです。マイナンバーにより、国や地方公共団体などの行政機関がそれぞれ保有している個人情報が入り交錯している状態から、次のような効果が期待されています。

■利便性の向上  
行政機関等に提出する住民票の写しや課税証明書等の添付書類が削減されるなど、行政手続きが簡素化されます。

■行政の効率化  
行政機関相互の情報連携が円滑に行われるようになり、情報の照

合や転記等の作業が削減されます。公平・公正な社会の実現  
所得や行政サービスの受給状況等をより正確に把握できるため、負担を不当に免れることや不正受給を防止することができ、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

**マイナンバーの通知は10月から、個人番号カードの交付は平成28年1月から**

市民の皆さんにマイナンバーをお知らせするため、10月から「通

知カード」を順次郵送します。今回お知らせするマイナンバーは、生涯使うものです。マイナンバーは不正使用の恐れがある場合を除き、変更できません。

また、平成28年1月からは、ご希望の方に「個人番号カード」を無料で交付します。このカードに搭載されているICチップには、本人のマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが記録されますが、所得情報等のプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

## 「通知カード」と「個人番号カード」があります

### ◆通知カード【全ての方】

一人一人のマイナンバーが記載された「通知カード」を、住民登録している住所に簡易書留で郵送します。

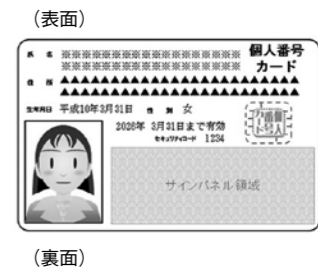


通知カード (紙製)

### ◆個人番号カード【希望者】

顔写真付きの「個人番号カード」は、本人確認書類として利用できます。また、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」などのオンライン手続きにも利用できます。

交付を希望する場合は、「通知カード」に同封されている申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて返送してください。平成28年1月以降、交付通知書が郵送されますので、通知書に記載された区役所または総合支所で「個人番号カード」を受け取ってください。



個人番号カード (プラスチック製)

- 個人番号カードの申請は、スマートフォン等を利用して行うこともできます
- 個人番号カードの有効期限は、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年です

この特集に関するお問い合わせは、情報政策課☎214・1250